

株式会社メタシステム研究所における 公的研究費の不正防止に関する基本方針

文部科学省、経済産業省などが制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に鑑み、株式会社メタシステム研究所（以下「当社」という。）における公的研究費に関する不正防止の基本方針を以下に定める。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うために以下のとおり責任者を定める。

(1) 最高管理責任者

当社を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとして、代表取締役がその任にあたる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、当面の間は最高管理責任者が兼務する。

2. ルールの明確化

公的研究費に関する統一的な事務処理手続きに関するルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に周知する。

3. 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理及び研究開発活動に関わる構成員に対して、公的研究費の受領・使用にあたっての運用ルールや手続き、不正防止の仕組みなどの周知を目的としたコンプライアンス教育を実施するとともに、不正を起こさせない組織風土の形成のために継続的な啓発活動を実施する。

4. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

5. 通報窓口

- (1) 公的研究費の不正使用及び研究不正行為に関する通報を社内外から受け付ける窓口を設置する。
- (2) 公的研究費の不正使用や研究不正行為の可能性がある通報については、事実関係の調査を実施する。調査した結果、不正使用や不正行為が認められた場合は、その是正及び再発防止に取り組む。

通報窓口：株式会社メタシステム研究所 研究開発部 〒892-0833 鹿児島市松原町 11-7STEP 601 TEL：099-800-2800（受付時間 10:00～17:30（平日））
--

6. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、統括管理責任者を中心にモニタリングを実施する。具体的には、発注・検収・支払等の実施状況及び会計書類を確認し、物品の実査等を行う。